

釧路市人材確保支援補助金 (2次募集)

人材確保や人材育成に
積極的に取り組む中小企業・小規模事業者の取り組みを支援します

【対象事業者】

釧路市内に主たる事業所を有する

中小企業及び小規模事業者

※1次募集の交付決定事業者は対象外です。

※医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人などは対象外です。

※主たる事業所とは、本社・本店または採用権を有する支店等のことを指します。

※創業1年未満の場合は、市の制度融資を活用していること、又は「くしろ地域創業スクール」を修了していることが条件です。

【補助上限額】

50万円(補助率2/3)

課税事業者のうち、一般事業者である場合は消費税及び地方消費税は対象外です。

【補助対象経費】

①人材確保

- ・ホームページの新設またはリニューアル費
※採用ページの設置を必須とします。
- ・採用活動で使用するパンフレット作成費
- ・採用動画作成費
- ・合同企業説明会で使用するブース装飾品購入費
※単価2万円未満(税抜)のものは対象外です。
- ・市外開催の合同企業説明会出展料
※参加実績のないイベントのみを対象とします。
- ・更衣室・休憩所・トイレの改装費・新設費

②人材育成

- ・研修会開催・受講のための講師旅費・謝礼・会場費
※社員の旅費は対象外です。
- ・社員教育のための機械設備等導入費
※通常業務で使用可能な汎用性のあるものは対象外です。

申請期間

令和6年7月16日(火)～7月23日(火)

事業完了期限: 令和7年2月28日(金)

・補助対象経費は、令和6年5月15日以降に契約(発注)等を行い、事業実施期間内に支払いを完了したものが対象となります。



【釧路市ホームページ】

申請方法

原則オンライン申請

- ・予算額を超えた場合は、申請期間終了後、抽選により決定します。
- ・代表者が同じ複数の事業者から申請があった場合、申請状況により調整する場合があります。



【オンライン申請フォーム】

(7月16日9時以降から入力可)

問い合わせ先
提出先

釧路市 産業振興部 商業労政課

☎ 0154-31-4611

✉ sho-shougyourousei@city.kushiro.lg.jp